

令和3年3月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,197
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 482,479
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区             | 選挙区             | 選挙区           |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 下田市・賀茂郡 18,262  | 富士市 69,675      | 掛川市 31,378    |
| 伊東市 19,979      | 富士宮市 36,500     | 袋井市・森町 28,071 |
| 熱海市 10,883      | 静岡市葵区 70,940    | 磐田市 45,254    |
| 伊豆市 8,804       | 静岡市駿河区 58,340   | 浜松市中区 64,608  |
| 伊豆の国市 13,603    | 静岡市清水区 66,446   | 浜松市東区 35,309  |
| 函南町 10,638      | 焼津市 38,103      | 浜松市西区 29,821  |
| 三島市 30,512      | 藤枝市 40,115      | 浜松市南区 27,678  |
| 清水町・長泉町 20,391  | 牧之原市・吉田町 20,007 | 浜松市北区 25,685  |
| 裾野市 14,138      | 島田市・川根本町 29,156 | 浜松市浜北区 26,650 |
| 御殿場市・小山町 28,914 | 御前崎市 8,753      | 浜松市天竜区 8,143  |
| 沼津市 54,908      | 菊川市 12,444      | 湖西市 15,845    |